

記者発表資料
平成25年1月15日
農林水産部農産園芸環境課
園芸振興班 高澤 内線2843
環境対策班 堀内 内線2845

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うそばの出荷制限一部解除について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年11月16日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、宮城県に対し、指示されていた栗原市旧金成村のそば出荷制限について、平成25年1月11日付けで一部解除されました。

1 出荷制限指示の内容

宮城県栗原市（旧金成村の区域に限る。）において産出されたそばについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるそばについては、この限りではない。

2 今後の宮城県の対応

・宮城県、栗原市では、上記管理計画を既に策定しており、その計画に基づき、栗原市旧金成村で産出されたそばについて、全袋（60袋）検査を実施し、検査終了後、基準値以下であったそば（袋単位）については出荷制限を解除し、出荷・販売等を可能とする。

参考 栗原市旧金成村のそば作付状況

作付面積約2ha、生産者6名、生産量1.4t（60袋×23kg）